平成２２年（フ）第１７９９２号
東京都江戸川区船堀２丁目６―18―203
破産者　森　　由美
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９９９号
東京都福生市大字熊川1085―１　Ａハイツ201
破産者　神山　秀和
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０１３号
埼玉県羽生市大字砂山1412―２
破産者　森田　智顕
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０３０号
東京都調布市緑ケ丘２―25―20―26　柴田方、住民票上の住所北海道旭川市大町２条１丁目６―246
破産者　伊東　克法
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０７７号
東京都稲城市東長沼46―９―101
破産者　井畑昭一郎
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０９０号
東京都練馬区上石神井４丁目３―12
破産者　赤眞下　勲
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１０６号
東京都足立区青井２丁目17―14　マドカハイツアオイⅡ202
破産者　大木　直明
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１１５号
東京都墨田区東向島１丁目23―14
破産者　山中　正哉
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２０５号
東京都杉並区和泉４丁目49―５―305
破産者　鈴木　和子
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９３号
札幌市東区北41条東１丁目１番29号
破産者　有限会社余澤陸送
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８８号
東京都八王子市寺町29番地25アーバン寺町202号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市横山町10番17―403号
破産者　杉本　啓子
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６６号
東京都八王子市下恩方町1061番地27
破産者　池浪　清隆
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７５号
東京都八王子市小比企町480番地１
破産者　東朋通信株式会社
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２７号
東京都府中市八幡町２丁目18番地の23
破産者　株式会社トライフリー
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２８号
東京都国分寺市西元町３丁目４番19号
破産者　福住　秀樹
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５２９号
神奈川県平塚市東真土４丁目17番21号
破産者　有限会社朝日商事
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７０１号
神奈川県厚木市林３丁目14番28号
破産者　有限会社プランテックス
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８５号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番７―802号
破産者　有限会社松尾工務店
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２６９号
富山市上赤江町１丁目９番36号
破産者　有限会社富山デザイン印刷社
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０号
富山市上栄226番地
破産者　株式会社富山ハイテック
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６９号
富山市下大浦57番地
破産者　株式会社イー・コム
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９０号
富山市笹津131番地の１
破産者　有限会社れすとらんまる三
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部